

パブリックコメント手続の流れ


『計画等の案の作成』

<対象>

- ・市の基本的な施策に関する計画等の決定又は重要な改定
- ・市政に関する基本方針を定める条例等の制定又は改廃
- ・市民に義務を課し、又は権利を制限する条例等の制定又は改廃
(地方税等の賦課徴収に関するものを除く。)
- ・その他、実施機関が特に必要と認めるもの

(例外) パブリックコメント手続に準じた手続を経て計画等を策定する場合。

迅速性や緊急性を要するものや、基本的な事項の改定を伴わない簡易なもの、裁量の余地の無いもの。

パブリックコメント実施の予告  (広報紙等)

『計画等の案の公表』

「公表内容」

- ・計画等の案
- ・計画等の案の概要
- ・計画等の案の趣旨、目的及び背景
- ・計画等の案に関連する資料

「公表方法」

- ・ホームページへの掲載
- ・市政情報コーナー、担当課(室)における閲覧・配布

『意見の募集 (募集期間は1か月以上を目安)』

- ・担当課(室)への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等

意見を考慮し計画等の案を意思決定

『寄せられた意見の概要・市の考え方等の公表』

「公表内容」

- ・意見の概要
- ・意見に対する市の考え方
- ・修正内容(理由)

「公表方法」

- ・ホームページへの掲載
- ・市政情報コーナー、担当課(室)における閲覧・配布

最終案を決定

議会の議決を必要とするものは議会に提案し議決を受ける

執 行